

## 書類の説明

### 《内容説明》

- ・業務廃止等により指定が失効した場合等の所有数量の報告

### 《提出書類》

- ・業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

### 《留意事項》

- ・業務廃止、指定有効期間の満了又は指定の取消があった場合は、その事由の発生した日から15日以内にその所有する覚醒剤原料の品名、数量を報告してください。なお、所有する覚醒剤原料がない場合であってもその旨報告が必要です。

※処理欄

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所  
報告義務者続柄  
氏 名

長崎県知事

様

業 態		
業 務 所	所 在 地	
	名 称	
品 名		数 量
報 告 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日		

### 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄